

産業用ロボットの教示・検査等の業務特別教育 案内書

法律根拠

- ・労働安全衛生法第59条の規定により、産業用ロボットに係る業務は、特別教育を修了した者でなければ従事させることはできません。
- ・当協会では別添の年間予定表に基づいて愛媛県下の各地区で講習を開催していますので、この機会に受講頂きますようご案内いたします。

対象者等

労働安全衛生規則第36条第31号【教示等の作業に関する特別教育】

- ◆教示等作業員、教示等作業員と連絡をとりながら可動範囲外で操作スイッチを操作する者及び教示作業後に行う動作確認を行う者(可動範囲内確認者及び外での操作者)の業務

労働安全衛生規則第36条第32号【検査等の作業に関する特別教育】

- ◆産業用ロボットの検査等は運転を停止して行うのが原則ですが、運転中にその可動範囲内において検査等の作業を行う必要がある場合は、検査等の作業員、検査等の作業員と連絡をとりながら可動範囲外で操作スイッチを操作する者及び検査等作業後に行う結果確認を行う者(可動範囲内確認者及び外での操作者)の業務
- ◆産業用ロボットの掃除および給油の業務については、産業用ロボットに限らず、機械一般に共通することであり、これらの業務は、その内容からみて、雇い入れ時または作業内容変更時に義務づけられた安全衛生教育(規則第35条)で安全を確保するための教育上の要件は十分周知されていると考えられるので、掃除と給油の作業について、特別教育は必要としないとしています。



受講資格

教示等の業務について、産業用ロボットの操作の方法1時間以上及び教示等の作業の方法2時間以上実技教育を実施している事及び検査等の業務について、産業用ロボットの操作の方法1時間以上及び検査等の作業の方法3時間以上実技教育を実施している事を、講習申込書に事業者証明印で証明されている事が必要です。

受講科目・講習時間

- 学科講習** : 産業用ロボットに関する知識(4H)、産業用ロボットの教示等の作業に関する基礎知識(4H) 産業用ロボットの検査等の作業に関する基礎知識(4H)、関係法令(1H)

受講料金 … 令和7年2月1日現在

- 一般 : 受講料 19,800円、テキスト代 1,980円、合計 21,780円
 会員 : 受講料 13,200円、テキスト代 1,980円、合計 15,180円